

看護関連施設基準・食事療養等の実際（平成26年10月版） 追補(4)

平成27年5月 社会保険研究所

以下の通知等により、本書の内容に追加情報がありましたので追補いたします。

- 平成27年3月27日 保医発0327第11号 平成27年4月以降の地域加算の取扱いについて
- 平成27年5月19日 保医発0519第1号 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
- 平成27年3月30日 厚生労働省保険局医療課事務連絡 疑義解釈資料の送付について（その13）
- 平成27年4月15日 厚生労働省保険局医療課事務連絡 平成27年度における「データ提出加算」の取扱いについて

頁	該当項目	該当箇所	訂正前	訂正後	
646	診療報酬 (留意事項通知) 別紙36	抗精神病薬 〈非定型薬〉	右段 下から 5行目	○ アリピプラゾール	○△アリピプラゾール

疑義解釈資料（事務連絡）

その13（平成27年3月30日・事務連絡）

629・630頁 基本診療料 8-13 A308-3 地域包括ケア病棟入院料

問1 地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料の届出様式（様式50・50の2）において、「⑥ 直近6月間における転棟患者数」の内訳として「(7) 自院の療養病棟」のみが記載されているが、自院の他病棟へ転棟した患者数は「⑥ 直近6月間における転棟患者数」に含まれるのか。

答 含まれる。「⑥ 直近6月間における転棟患者数」欄には、病棟の種別を問わず、自院の他病棟へ転棟した全ての患者数を記載すること。 施

354頁 基本診療料 7-17 A218 地域加算

関係通知

平成27年4月以降の地域加算の取扱いについて

（平成27年3月27日 保医発0327第11号）

地域加算については、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）等の定めにより、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号。以下「法」という。）第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域その他の厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者について、同令で定める級地区分に準じて所定点数に加算することとしています。

今般、法及び人事院規則の改正により同令で定める地域及び級地区分が見直され、平成27年4月1日より施行されるところですが、平成27年4月1日以降の地域加算の算定に係る地域及び級地区分については、当面の間、なお従前の例によることとするので、その取扱いについて遺漏なきよう、周知徹底をお願いします。

また、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ」（平成24年厚生労働省告示第165号）の別表第四から別表第六に定める地域加算の取扱いについても同様とするので、併せて周知徹底をお願いします。

関係事務連絡

平成27年度における「データ提出加算」の取扱いについて

（平成27年4月15日 厚生労働省保険局医療課）

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日付け保医発0305第1号。以下「施設基準通知」という。）の別添3の第26の4において、データ提出加算の施設基準等が定められているところですが、平成27年度におけるデータ提出加算に係る具体的な手続き等の取扱いは下記のとおりとしますので、貴管下の保険医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 データ提出加算の届出を希望する病院であって、平成27年4月1日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院でない病院

(1) 必要な届出等の流れについて

- ① 当該病院は、施設基準通知に定める様式40の5を、平成27年5月20日、8月20日、11月20日又は平成28年2月22日までに地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。
- ② 様式40の5の届出を行った病院は、当該届出の期限となっている月の翌月から起算して2月分（当該届出の期限が平成28年2月22日である場合のみ、当該届出の期限となっている月を含む2月分）の試行データを作成し、DPC調査事務局に提出すること。なお、厚生労働省保険局医療課（以下「保険局医療課」という。）が様式40の5を受領した後、DPC調査事務局より試行データ作成に係る案内を電子メールにて送信するので、これに従って試行データを作成すること。
- ③ 保険局医療課は、DPC調査事務局に提出された試行データが適切に作成及び提出されていることを確認した場合は、病院あてにその旨を通知（以下「データ提出通知」という。）する。
- ④ データ提出通知を受けた病院は、施設基準通知に定める様式40の7にデータ提出通知の写しを添付して地方厚生（支）局に届出を行うことで、データ提出加算を算定することができる。なお、入院データのみ提出する場合はデータ提出加算1、入院データに加え外来データも提出する場合はデータ提出加算2を届け出ること。
- ⑤ 様式40の7の届出を行った病院は、当該届出が受理された月の属する四半期からデータを作成（以下「本データ」という。）し、「DPC導入の影響評価に係る調査」実施説明資料（以下「調査実施説明資料」という。）において指定する期日及び方法により、DPC調査事務局に提出すること。

(2) 試行データの作成及び提出方法について

本データに準じた取扱いとするため、作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。また、試行データの作成及び提出に係るスケジュール等を以下の表にまとめたので、併せて参照すること。なお、データ提出加算2の届出を希望する病院であっても、試行データの作成においてはE F統合ファイルは入院のみの作成とし（外来は作成不要）、試行データ作成対象月の入院症例全てについて作成すること。

	様式40の5 届出期限	試行データ 作成対象月	様式1の作成対象症例		試行データ 提出期限
			入院日	退院転棟日	
第1回目	5月20日	6月、7月	6月1日入院～	6、7月退院転棟	8月22日
第2回目	8月20日	9月、10月	9月1日入院～	9、10月退院転棟	11月22日
第3回目	11月20日	12月、1月	12月1日入院～	12、1月退院転棟	2月22日
第4回目	2月22日	2月、3月	2月1日入院～	2、3月退院転棟	4月22日

※ 第4回目の試行データのみ、作成対象月が様式40の5届出期限の月を含めた2月分になっていることに注意すること。

(3) 本データの作成及び提出方法について

作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。なお、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日付け保医発0305第3号）に定めるとおり、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等（提出期限の超過、提出方法の不備又はデータ不備等）が認められた場合は、当該月の翌々月について、データ提出加算を算定できなくなるため、十分注意すること。

また、様式1は、試行データ作成対象月の初月の1日以降の入院症例であって、本データ作成対象月の退院転棟症例について作成すること。

（例）平成27年5月20日までに様式40の5の届出を行い、6月及び7月の試行データ提出等を経て9月末日までに様式40の7の届出を受理された病院は、7月から9月の本データを作成することとなるが、当該データは、平成27年6月1日以降に入院し、7月から9月に退院転棟した患者を対象とする。

2 データ提出加算の届出を希望する病院であって、平成27年4月1日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院である病院**(1) 「その他病棟グループ」（別紙参照）に係る入院基本料等の届出を行っていない病院**

「その他病棟グループ」に係る入院基本料等の届出を行っていないため、DPC対象病院又はDPC準備病院として提出しているデータの内容と、本データとの内容に相違が生じない場合に限り、様式40の7の届出のみを行うことで当該加算を算定できる。なお、この場合は様式40の7にデータ提出通知を添付する必要はない。

(2) 「その他病棟グループ」に係る入院基本料等の届出を行っている病院

- ① 当該病院は、様式40の5を、地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。
当該届出を行った病院は、当該届出が地方厚生（支）局に受領された月の属する四半期分のデータを提出する際には、通常DPC対象病院又はDPC準備病院として提出しているデータに「その他病棟グループ」のデータも加えた全病棟のデータを作成し、DPC調査事務局に提出すること。なお、このデータを試行データとして見なすため、提出期限は通常のスケジュールと同様である。
- ② 保険局医療課は、DPC調査事務局に提出された試行データが適切に作成、提出されていることを確認した場合は、病院あてにデータ提出通知を発出する。
- ③ データ提出通知を受けた病院は、様式40の7にデータ提出通知の写しを添付して地方厚生（支）局に届出を行うことで、データ提出加算を算定することができる。なお、入院データのみ提出する場合はデータ提出加算1、入院データに加え外来データも提出する場合はデータ提出加算2を届け出ること。
- ④ 様式40の7の届出を行った病院は、当該届出が受理された月の属する四半期分からその他病棟グループを含めたデータを作成し、調査実施説明資料において指定する期日及び方法によりDPC調査事務局に提出すること。

3 データ提出加算1（入院データ）から加算2（入院データ及び外来データ）への変更を希望する病院

(1) データ提出加算1から加算2への変更を希望する病院は、様式40の7を用いて届出を行うこと。この場合、以下に該当する病院は、データ提出通知の写しを添付する必要はない。

- ① 平成24年3月31日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院であった病院
- ② 平成26年3月31日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院であり、平成26年度において「その他病棟グループ」に係る届出を行っていないため、様式40の5及び試行データの提出を行うことなく様式40の7の届出を行った病院
- ③ 2(1)に該当する病院であり、様式40の5及び試行データの提出を行うことなく様式40の7の届出を行った病院

(2) 当該届出が受理された月の属する四半期分から外来分も含めたデータを作成し、調査実施説明資料において指定する期日及び方法によりDPC調査事務局に提出すること。

なお、データ提出加算2の届出を行っている病院が、外来データを提出しないものとして、データ提出加算1へ届出を変更することはできない。

4 その他留意事項等

(1) 様式の提出先については、以下のとおりであること。

① 「様式40の5」

病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課

② 「様式40の7」

病院の住所地を管轄する地方厚生（支）局各都県事務所又は指導監査課

(2) データ提出加算に係る施設基準は、様式40の5の届出時点で満たすことは必須ではなく、様式40の7の届出時点で満たしていれば良いこと。

(3) データに関する種々の連絡は、様式40の5にて登録された連絡担当者に電子メールにて送信されるため、確認漏れのないよう注意すること。

(別紙)

グループ	入院基本料・特定入院料等
一般病棟グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・一般病棟入院基本料（7対1、10対1、13対1、15対1） ・特定機能病院入院基本料（一般） ・専門病院入院基本料（7対1、10対1、13対1） ・救命救急入院料 ・特定集中治療室管理料 ・ハイケアユニット入院医療管理料 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理料 ・小児特定集中治療室管理料 ・新生児特定集中治療室管理料 ・総合周産期特定集中治療室管理料 ・新生児治療回復室入院医療管理料 ・一類感染症患者入院医療管理料 ・小児入院医療管理料 ・短期滞在手術等基本料（3のみ） ・救急患者として受け入れた患者が、処置室、手術室等において死亡した場合で、当該保険医療機関が救急医療を担う施設として確保することとされている専用病床に入院したものとみなされるもの（死亡時の1日分の入院料等を算定するもの）も含む。
精神病棟グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・精神病棟入院基本料（10対1、13対1、15対1、18対1、20対1） ・特定機能病院入院基本料（精神） ・精神科救急入院料 ・精神科急性期治療病棟入院料（1および2） ・精神科救急・合併症入院料 ・児童・思春期精神科入院医療管理料
その他病棟グループ	上記以外 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設等入院基本料 ・短期滞在手術等基本料（2） ・回復期リハビリテーション病棟入院料 ・亜急性期入院医療管理料 ・地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料含む） ・結核病棟入院基本料 ・療養病棟入院基本料 ・特殊疾患入院医療管理料 ・認知症治療病棟入院料 等

※ 「その他病棟グループ」について、ここに掲げている9つの入院基本料等はあくまで例示であり、「その他病棟グループ」には「一般病棟グループ」及び「精神病棟グループ」以外の病棟全てを含むことに注意すること。